

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和4年度

活動報告書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆世田谷区障害者雇用促進協議会概要	2
◆活動報告	
(1) 概要	6
(2) 総会	8
(3) 障害者雇用促進フォーラム2022	12
◆ 感謝状贈呈	13
(4) 障害者雇用支援プログラム	15
◆巻末資料	
(1) 会則	22
(2) 感謝状贈呈基準	28
(3) 令和4年度事業計画	29
(4) 構成団体名簿	30

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区(総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに(U N I)、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ - キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、（公財）世田谷区保健センター、（株）世田谷サービス公社、（福）世田谷区社会福祉協議会、（福）世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体（5 団体） ○＝常任会構成団体（5 団体＋常任幹事会）

* 常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長（2 名）を選任

（2）事務局

東京商工会議所世田谷支部、（公社）東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区（障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課）

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

（1）常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局の役割を担い年間3回程度開催している。

（2）総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

（3）障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成22年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

（4）障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の

販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者には協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・平成 23 年 5 月 27 日 広報紙「Waになるネット」創刊。以後、年 2 回程度発行。
- ・平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

活 動 報 告

令和4年度 世田谷区障害者雇用促進協議会 活動報告（概要）

件名	日時	内容	会場	
総会	5/30(月) 14:00~16:00	【議案】 ・令和3年度活動報告（案）について ・令和4年度事業計画及び活動計画（案）について 【報告】 ・区の取り組みについて ・障害者雇用を取り巻く状況について 【事業紹介】 障害者授産体験実習事業（鎌田区民センター内喫茶室）の再構築及び「かふえ いろどり」の紹介	オンライン 産業プラザ	
常任幹事会	第1回	5/9(月) 13:00~14:00	・令和3年度活動報告及び令和3年度活動計画について ・令和4年度総会について	オンライン
	第2回	9/14(水) 10:00~11:00	・「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び今後の計画について ・障害者雇用促進フォーラム2022の内容について ・感謝状贈呈企業について	オンライン
	第3回	2/9(木) 15:00~16:00	・都立田園調布特別支援学校の入会について ・公益財団法人東京しごと財団実施事業「職場体験実習面談会」の共催依頼について	オンライン
	第4回	3/16(木) 13:00~14:00	・令和3年度の活動報告 ・令和4年度活動計画について	オンライン
常任会	第1回	3/7(火)	・会則の改正について	書面開催

障害者雇用支援プログラム	第1回	6/30(木) 14:30~16:00	障害者雇用に関する基礎講座～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決!～ 【参加】企業14社21名、ほか11名、計32名	オンライン
	第2回	10/5(水) 13:30~16:00	企業と就労支援機関との座談会～障害者就労支援機関の活動をご説明します!～ 【参加】企業6社7名、ほか5名 計12名	三茶しゃれなあどホール「オリオン」
	第3回	①10/12(水) ②10/20(木) 13:30~16:10	世田谷区障害者就労支援センター「すきっぷ」見学会～知的障害者とともに働くイメージを作る～ 【参加】企業8社11名、ほか7名、 計18名	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
	第4回	11/18(金) 13:00~16:50	企業と求職者の職場体験実習面談会～職場体験実習を前提とした企業と障害者のマッチング～ 【参加】企業3社5名	産業プラザ大小会議室
	第5回	11/25(金) 10:00~12:00	就職に向けて取り組む「特別支援学校」見学会 【参加】企業8社11名、ほか14名、 計25名	都立青鳥特別支援学校
	雇用促進フォーラム2022(第6回)	12/4(日) 10:40~11:00	感謝状贈呈式 雇用支援:9企業 【参加】企業5社8名、ほか16名、 計24名	区役所ブライトホール

※プログラム全6回で、のべ企業44社63名、ほか53名、計116名が参加

<参考>

平成24年度から令和4年度までの11年間で、プログラム参加企業のうち、95社が242名の障害者を雇用した。(区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績)

**令和4年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会**

I. 議事

(1) 令和3年度協議会活動について（承認）

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。
- ・ 感染対策を十分にした上で、障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者の講演や、障害者施設の見学等でプログラムを構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全6回のプログラムで延べ企業48社63名、ほか89名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを目的に、障害者雇用促進フォーラムを12月に実施した。区民ふれあいフェスタと合同で開催し、感謝状贈呈式を実施。障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ、区長からの感謝状の贈呈を区役所ブライトホールで行った。障害者の就労支援に大きく貢献している企業への感謝状を、「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で11社、「授産活動（障害者施設への発注の貢献）」で1社に贈呈させていただいた。

(2) 令和4年度協議会活動について（承認）

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

II. 事業紹介

障害者授産体験実習事業（鎌田区民センター内喫茶室）の再構築及び 「かふえいろどり」の紹介

碓井 障害者地域生活課障害者就労支援担当係長
(福)大三島育徳会 鈴木 就労移行・定着支援課長

(1) 概要

障害者授産体験実習事業（鎌田区民センター喫茶室）の再構築について、概要を碓井障害者地域生活課障害者就労支援担当係長より説明し、「かふえいろどり」の事業について(福)大三島育徳会鈴木就労移行・定着支援課長より紹介した。

(2) 鎌田区民センター内喫茶室の再構築

障害者授産体験実習事業は、就労に向けた社会体験および仕事体験の場所を提供する委託事業として、「喫茶ぴあ粕谷」「喫茶ぴあ鎌田」の2店舗にて平成10年度より実施してきたが、障害者雇用促進法の改正や、法定雇用率の段階的な引き上げなどを踏まえ、区は、知的障害以外にも利用対象者を広げ、体験実習に加えより雇用に近い実践的な訓練を導入し、一般就労のための幅広い実務能力の向上を図ることを目的に、鎌田区民センター内喫茶室（喫茶ぴあ鎌田）を対象に再構築を行うこととした。

(3) かふえいろどり

① 内容

店 舗：かふえいろどり

運 営：(福)大三島育徳会

時 期：令和4年7月開始予定

対 象：知的障害



精神・発達・身体+α

追加部分

内 容：体験実習（1週間～1ヵ月）※1時間300円の実習費+交通費

実践訓練（1ヵ月～6ヵ月）※1時間850円の訓練費+交通費

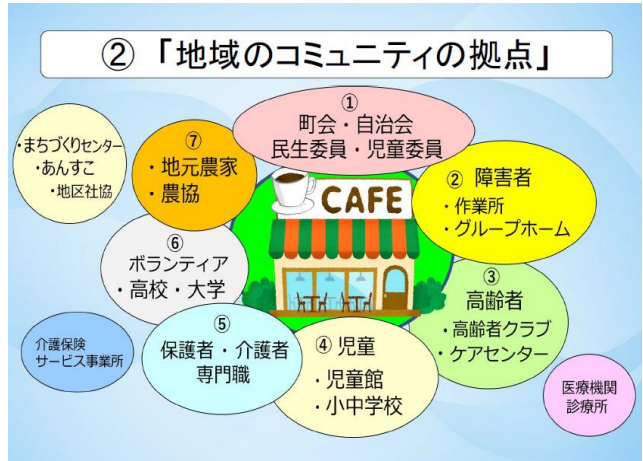
追加部分

その他：今後、ユニバーサル就労の視点から対象者の段階的拡大も検討していく。

（生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、引きこもり、高齢者 等）

② 地域のコミュニティの拠点

鎌田区民センターは、ホールや会議室のほか、児童館、図書館を併設しており、幅広い年代の地域住民が集う場所である。鎌田区民センターに集まる地域ニーズに対して、大三島育徳会が培ってきた支援機関や地域資源とのネットワークを活用し、子育てや介護などに悩んでいる方々向けの相談交流会や専門職同士のネットワークづくり等を展開し、地域コミュニティの拠点を目指す。



きがる たち もり なか す
～気軽に立ちよれて森の中でゆったり過ごせる～
かふえいろどり がオープンします

お食事はおたのしみワンプレート **おすすめ!**

パンケーキやカットケーキ **おすすめ!**

※スープやパンがセットです

おいしいコーヒー・紅茶・ハーブティー **おすすめ!**

ビール・ワインもありますよ

※「かふえいろどり」は障害者就労を目指している方が体験実習や実践訓練を行っています

世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2022

(感謝状贈呈のみ実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

今年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で9社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆株式会社ハピネット 様（台東区）

経理業務や発送業務に区民の方が1名、5年以上働いています。

社員一人一人に丁寧に対応し、新しいことに挑戦する際もスモールステップで手厚いフォローをされています。業務を簡潔で分かりやすくする工夫をされている他、ご本人の不安を解消する様に努め、支援機関とも積極的に連携を取り、ご本人が現状で満足せず常に成長できる環境を提供されています。

◆PwC Japan 合同会社 様（千代田区）

請求書や見積書の入力、確認などの経理業務補助に区民の方が1名、約4年半勤務しています。

社内に精神保健福祉士を配置し、疑問や不安を相談できる体制が構築されています。また、正社員登用の制度により、本人も昨年からは正社員になった他、コロナ禍から導入した在宅勤務を制度化して幅広い人材を受け入れるなど、障害者雇用を積極的に推進されています。

◆東京都住宅供給公社 窓口運営部 新宿窓口センター 営繕係 様（新宿区）

PC入力作業や電話対応の業務に区民の方が1名、3年以上働いています。

入職初年度は毎月1回、以後現在まで隔月1回、支援機関による定期訪問を受入れ、勤務状況や健康状態等を細やかに共有されています。

また、繁忙期がある業務は、職場内で調整し分散することで、本人が負担を感じることなく安心して働けるよう職場環境が整えられています。

◆大東コーポレートサービス株式会社 様（品川区）

メールセンターでの運営管理や書類の封入・発送業務に区民の方が1名、3年以上働いています。

業務内容を適正に評価し、課題については具体的な解決策を本人に提案することで、少しずつ改善され、本人の自身につながっています。また、気になることがあれば、速やかに支援機関へ連絡するなど、積極的に連携を図ることで職場定着に取り組まれています。

◆株式会社あさひ 様（豊島区）

来客対応や商品の品出しなどの店舗業務に区民の方が1名、5年以上働いています。

心身に配慮し2店舗を兼務するシフトを敷くことや、店長が交代した際も本人の障害特性を細かく引継ぐことにより、安定した職場定着を実現されております。

また、本人からの応用力アップの要望に応え、自転車修理の場面に立会うなど、スキルアップの向上に努められております。

◆株式会社ココカラファインヘルスケア 様（横浜市）

品出しや商品整理などの店舗業務に区民の方が現在1名、約8年間勤務しています。

障害特性に適した業務を切り出し、長期間働き続けられる環境づくりをグループ会社全体で推進されています。また、休職した際には、復帰するまでのきめ細やかなフォローがあり、無理なく安心して働くことができます。

◆株式会社ウェルハーツ小田急 様（相模原市）

PC入力や消耗品の補充などの事務及び庶務業務に区民の方が2名、長い方で5年以上働いています。

業務マニュアルや補助具の作成等を積極的に行い、個々の障害特性に合わせた業務指導をされています。また、障害者チームのメンバーの意見を実際に採用するなど、本人の意欲向上に取り組まれています。

◆株式会社サイオー 東京支店 様（渋谷区）

館内清掃業務に区民の方が2名、2年以上働いています。

ジョブコーチ支援や支援機関による研修を積極的に導入され、指導者育成にご尽力されています。現場でも指導者自らお手本となり、分かりやすく指導されています。また、新しい業務の切り出しを積極的に行い、本人の能力を活かして、意欲的に活躍できる環境を整えられています。

◆株式会社空目金屋 様（渋谷区）

商品の発送用封筒の作成などの業務に区民の方が1名、3年以上働いています。

障害特性に合わせた業務を設定し、スケジュール管理、業務指導をされています。

また、ジョブコーチ支援を活用し、指導者育成にも力を入れられており、本人のその日の心身状態に応じて、適切な分量業務を提供するなど、安心して働くことができるよう工夫されています。

令和4年度

障害者雇用支援プログラム

第1回 障害者雇用に関する基礎講座 ～採用から定着までポイントを押さえて悩みを解決！～

令和4年6月30日(木) 14:30～16:00
オンライン

【参加】企業14社21名 ほか11名 計32名

講師：世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 室長 名倉 氏
世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと センター長 湯浅 氏
世田谷区障害者就労支援センターゆに センター長 木本 氏

■ 世田谷区の障害者就労支援

障害者の一般就労の機会を広げ、安心して働き続けられるために、区内には様々な支援機関があることを紹介された。世田谷区では、障害種別に応じて3つの障害者就労支援センターを設置するとともに、区内福祉施設を構成員とするネットワークを構成し、就労支援に取り組んでいることをご説明いただいた。

■ 採用から定着までのポイント

新規採用に向けた準備から面接及び採用まで、障害種別に応じた配慮とポイントをご説明いただいた。

■ また、採用後に安定した就業を支えるための職場定着について、採用後のフェイズに合わせた配慮事項やコミュニケーションのヒントをご説明いただいた。

■ 事前質問への回答・意見交換

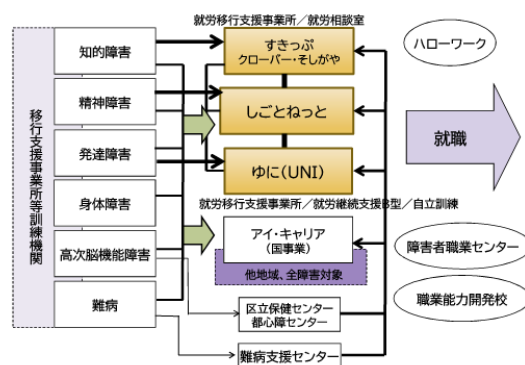
◆ 参加者の声

- ・ 障害者雇用についての考え方の整理ができた。
- ・ 今年度異動により、障がい者の方たちの簡単な作業指示などを行うようになったので、基礎的なことが知れる機会となり非常にありがたかった。
- ・ 障害者雇用や定着の参考になった。
- ・ 支援センターの方のお話も聞け、障害者雇用をより理解することができた。

世田谷区の就労支援機関

- ▶ 就業・生活支援センター(1か所)
アイキャリア(全障害対応)
- ▶ 区市町村就労支援センター(3か所)
しごとねっと(主に精神)
ゆに(UNI)(主に発達)
すきっぷ就労相談室(主に知的)
- ▶ 就労移行支援事業所(15か所)※多機能型含む
- ▶ 就労定着支援事業所(9か所)
- ▶ 就労継続支援A型事業所(1か所)
- ▶ 就労継続支援B型事業所(43か所)※多機能型含む

世田谷の障害者就労支援全体図



第2回 企業と就労支援機関との座談会 ～障害者就労支援機関の活動をご説明します！～

令和4年10月5日（水）13:30～16:00
三茶しゃれなあと「オリオン」

【参加】企業6社7名 ほかに5名 計12名

普段は障害者の就労支援機関と関わる機会の多くない企業等を対象に、座談会と称して世田谷区内の障害者就労支援機関が会場にブースを設け、支援活動の紹介を行うとともに企業からの質問を受け付けた。

すでに障害者雇用を始めている企業やこれから雇用を検討する団体など、それぞれの状況に応じて幅広い意見交換がなされ、企業によっては複数のブースを回るなどの様子があった。

座談会中から早速、採用活動の調整の話なども上がったほか、その後の個別相談につながった事例もあり、具体的な活動につながるプログラムとなった。

■参加就労支援機関（順不同）

世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区立砧工房、さら就労塾@ぼれぼれ、さわやかは一とあーす世田谷、世田谷更生館、就労移行支援事業所グディ、障害者就業・生活支援センターアイキャリア、世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ、しごとねっと、ゆに

◆参加者の声

- ・一度に色々な就労支援機関の方とお話できてよかった。
- ・障害者雇用の現場を理解する機会になった。
- ・就労支援機関によって、力を入れている分野などが分かった。
- ・具体的な利用者層や作業内容を聞くことができた。



第3回 障害者就労支援施設『すきっぷ』見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～

令和4年10月12日（水）・20日（木）13:30～16:10
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ

【参加】企業8社11名 ほか7名 計18名

■ 「すきっぷ」の概要と支援体制

主に知的障害のある方の「働きたい！働きたい！」を応援する、区内最大の就労移行支援事業所として平成10年に開所、これまで多数の就職を実現してきた「すきっぷ」の活動や支援体制について、ご説明いただいた。

■ 作業室見学、利用者インタビュー

就職へ向けての訓練場面（印刷班とクリーニング班の作業の様子）を見学していただいた。また、施設職員による利用者へのインタビューをとおして「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

■ 職場で役立つワークショップ

障害のある方にも伝わりやすいマニュアル作成のコツ等、実際の職場で役立つ内容でワークショップを行った。

◆ 参加者の声

- ・通常の教育においても必要なことを学んだ。
- ・利用者さんの姿を見ることが出来たことで、イメージが具体的になった。
- ・ワークショップでの課題分析は作業、業務をマニュアル化することの難しさを再認識した。
- ・合理的な作業の流れの中で、しっかり役割を担っている姿が印象的だった。



第4回 企業と求職者の職場体験実習面談会 ～職場体験実習を前提とした企業と障害者のマッチング～

令和4年11月18日（金）13:00～16:50
産業プラザ 大小会議室

【参加】企業3社5名 ほか17名 計20名

企業と障害のある方の双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害のある方については職業準備性を高めるための有効な手段である「職場体験実習」の面談会を実施した。

区内の就労支援機関を利用する求職者に対して、参加した世田谷区近隣の企業が面談を実施した。今回の面談会を通じて、企業実習に結び付いた求職者もおり障害者雇用の促進につながった。

■ 職場体験実習の流れ（イメージ）

申込み → 面談会 → 選考 → 実習決定 → 実習 → 雇用準備 → 雇用

■ 面談会の内容

- ・ 企業ごとのブースを設け、求職者は支援員同席のもと面談を実施。
（面談時間は15～30分程度）
- ・ 求職者は事前に学歴やアピールポイント、配慮事項などを記載した「プロフィールカード」を事前作成し、当日企業の担当者へ渡すことにより、双方のミスマッチをなくした。



第5回 就職に向けて取り組む「青鳥特別支援学校」オンライン公開

令和4年11月25日（金）10:00～12:00

東京都立青鳥特別支援学校

【参加】企業8社11名 ほかに14名 計25名

■ 「都立青鳥特別支援学校の概要と就職への取り組み」説明

青鳥特別支援学校におけるキャリア教育の推進について、「職業」「作業」の授業に代表される特色ある職業教育や、様々な視点から就労への意識付けを行う取り組みなどを、進路指導の先生からご説明いただいた。

■ 「作業」の授業見学

就職を目指す生徒が、「作業」の授業として、PCや印刷機の設置された事務室、地域の方に開放された喫茶店など、企業での業務を想定した環境のなかで、働くために必要な知識、技能、態度、習慣を実践的に学んでいる様子を見学していただいた。

■ 都立特別支援学校の進路指導の取みについて

知的障害特別支援学校の進路指導の取り組みと現場実習から就職までの流れをご説明いただいた。

◆ 参加者の声

- ・特別支援学校の取り組みや授業の様子を知ることのできる貴重な機会だった。
- ・特別支援学校での就労支援プログラムを学ぶことが出来た。
- ・実際の作業風景が見られたため、こういった雰囲気で作業をしていただけるのかなどのイメージがわいた。



参 考 资 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体(別表1)
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設(別表2)
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体(別表3)
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関(別表4)
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。
- (2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき
- (3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会はすべての委員をもって構成する。
- 2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員（別表5）
- 3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員（別表6）
- 4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第14条 役員を選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員を補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

2 補充役員任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員責任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員任務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。

(常任幹事会議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

2 常任会の開催は原則として四半期毎とし、必要に応じて開催回数を増やすものとする。

(常任会任務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的

の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表 1～7

別表 1	第 5 条 (1)	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会		
別表 2	第 5 条 (2)	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
<p>【教育機関】 東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園、東京都立田園調布特別支援学校</p> <p>【事業所】 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに (UNI)、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイ・キャリア、東京都発達障害者支援センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団</p> <p>【施設】 世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに (UNI)、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、(公財)世田谷区保健センター、 障害者の就労支援を行う区内施設 3 施設 (持ち回りによる)</p>		
別表 3	第 5 条 (3)	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表 4	第 5 条 (4)	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、(公財)東京しごと財団、世田谷区 (総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)		
別表 5	第 1 2 条 (2)	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表 6	第 1 2 条 (3)	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表 7	第 1 2 条 (4)	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区 事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長 事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

令和4年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1) 区内事業者の障害理解の増進
 - 2) 雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3) 障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1) 障害者雇用助成策の周知
 - 2) 障害者雇用に関する相談への対応
 - 3) ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1) 企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2) 障害者雇用のための制度研究
 - 3) ユニバーサル就労※1に関する調査・研究
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1) 企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2) 各種イベント等での啓発活動

※1 「ユニバーサル就労」とは、働きたいのに働けずにいるすべての人を対象に、多様な就労形態で働くことを支援する仕組み。

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿

令和5年4月1日現在

		団体名	所在地	
常任幹事会	1	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F	
	2	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F	
	3	東京都立青鳥特別支援学校	〒154-0002 世田谷区下馬2-38-23	
	4	(公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F	
	5	世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27	
	常任会	6	世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		7	(公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
		8	渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
		9	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
		10	世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
全体会	11	特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101	
	12	社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13	
	13	世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F	
	14	世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F	
	15	障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W. OKUSAWA4F	
	16	東京都発達障害者支援センター おとなTOSCA	〒112-0012 文京区大塚4-45-16 小石川東京病院内	
	17	東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27	
	18	渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F	
	19	東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	
	20	(公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F	

全 体 会	21	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7
	22	(株)世田谷サービス公社	〒154-0004 世田谷区太子堂3-25-9 東京日産太子堂ビル3F
	23	(福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟
	24	(福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
	25	(公財)世田谷区保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10区立保健医療総合プラザ内
	26	世田谷区立砧工房分場 キタミ・グリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1
	/	区保健福祉課身体障害者福祉司代表(身体) 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	/	区保健福祉課知的障害者福祉司代表(知的) 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	/	区健康づくり課保健相談係長代表 鳥山総合支所保健福祉センター健康づくり課	〒157-8555 世田谷区南鳥山6-22-14
	27	区内障害者施設(身体)代表 (R05～R07) 就労移行支援事業所 Do-will	〒158-0097 世田谷区用賀3-11-15 C・Iビル2階
	28	区内障害者施設(知的)代表 (R05～R07) 就労移行支援事業所 グディ	〒154-0012 世田谷区駒沢2-11-1 駒沢フォーラムガーデン401
	29	区内障害者施設(精神)代表 (R05～R07) にゃんこの館	〒157-0071 世田谷区千歳台3-3-16 HN千歳台ビル4階
	30	東京都立田園調布特別支援学校	〒145-0071 大田区田園調布5-43-6
事 務 局	/	東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	/	(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長)	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	/	工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
	/	健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
	/	障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和5年5月発行